

2025年12月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2025年12月4日(木) 15:45



◎宇土浩一郎議員の一般質問(60分)

1. 高齢者福祉乗車券について
2. 補聴器購入助成制度について
3. 投票率の向上について
4. 自衛隊関連の情報提供について

宇土浩一郎議員への答弁と再質問※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 行政委員会事務局長
- 危機管理監

- 宇土議員
- 危機管理監
- 宇土議員
- 危機管理監
- 宇土議員
- 危機管理監

- 市長
- 宇土議員
- 危機管理監
- 宇土議員

■保健福祉局長

○宇土議員

■市長

○宇土議員

■保健福祉局長

○宇土議員

宇土浩一郎議員の一般質問

皆さん、こんにちは日本共産党の宇土浩一郎です。会派を代表して一般質問をおこないます。

最初に、高齢者福祉乗車券についてです。

高齢化が進んでいる本市では高齢者の足をいかに確保するか大きな課題となっています。高齢者の方にお話を聞くと、「バス停まで歩くのが大変」「バス路線の廃止・減便によって歩く距離が長くなった」「雨降りや体調不良のときはタクシーを使いたい」と、特にタクシーのニーズが高まっています。

高齢者の方々が安心してスーパー、病院、銀行、郵便局などに行ける公共交通が今こそ必要です。

わが党が求めてきた高齢者福祉乗車券はJR、バス、モノレール、タクシー等にも使えるもので、公共交通の存続・維持に資する取り組みであると同時に、行きたいときに、行きたいところに行ける市民の移動の権利の保障にもつながります。多くの高齢者の方々に喜ばれるでしょう。

そこで、質問します。

◆6月議会で市長は私に対する答弁で、「すべての市民が安心して移動できる街を目指す取り組みを進める」と答弁しました。高齢者福祉乗車券を拒否しつづける態度と矛盾しています。タクシーはドア to ドアで高齢者も安心して使えます。本市で2023年6月に実施した、「プレミアム付きタクシー券」は3万冊の乗車券が数日でほぼ完売するほどタクシーのニーズの多さが証明されました。福岡市ではタクシーにも使える「高齢者乗車券」が交付されています。本市でも同様の高齢者福祉乗車券を導入すべきです。答弁を求めます。①

次に、補聴器購入助成制度についてです。

「体温計のピピッという測定音が聞こえず、しばらく腋に挟んでいると家族から指摘されることが増えた。聞こえの悩みが増え、日常生活で不安に感じるようになった」と言う声が寄せられています。

わが党は、加齢性難聴の、高齢者の生活の質を維持し社会的な孤立にならないように支援することは人権を守ることだと捉え、議会で繰り返し補聴器購入助成制度の創設を求めてきました。社会に参加し、権利行使できるようにするために、市長は決断すべきです。

全国では補聴器購入助成制度が広がっています。2021年は36自治体でしたが、2025年10月には488自治体まで広がっています。4年間で13倍に広がっています。

しかし本市は、制度の創設はおろか、早期発見の重要性から特定健診の検査項目に聴力検査を追加することすら、特定健診の目的から馴染まないとして拒否し続けています。

そこで、2点質問します。

◆第1に、本市は、「補聴器購入助成については、市独自の助成制度は考えていないが、継続して行われている研究の成果を早期に取りまとめること、補聴器に認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することについて、全国市長会や大都市民生主管局長会議など、様々な機会を捉えて要望を行っている」と答弁しています。

しかし先日、わが党が厚生労働省に補聴器に関して交渉をおこなったところ、「民間の研究施設である国立長寿医療研究センターにおいて、補聴器装用の有無による認知機能の有無に関する調査というのを継続的に実施されている」「しかし国の事業ではないので、いつ出るのかを直接研究者とやり取りしているわけではない」「国の事業でお金を出しているわけではないので、把握していない」と答弁しています。国の動向を見守るだけでは進まないのは明らかです。

高齢化が進む北九州市においては重要な課題であり、高齢者の社会参加を促進し、活躍の場を広げていくためにも、多くの自治体で広がる補聴器購入助成制度を本市にも創設するべきです。答弁を求めます。②

◆第2に、市が発行した早期受診を促す啓発チラシには、「聞こえにくいと感じたら早めに医療機関（耳鼻咽喉科）に受診しましょう」とあります。

専門医に受診するのは大切なことですが、2025年10月1日から後期高齢者の窓口負担2割の経過措置が終了し、さらに連続する物価高の中では、耳鼻咽喉科への受診抑制になるのは当然です。

わたくしが、本年6月議会に提案した各地域にある市民センターでの聴力検査の実施について本市は、「外部の騒音を受けない環境、迅速に難聴の原因に応じた対応につながることが重要」として否定しました。しかし、私が聞き取りをした耳鼻科関係の医療従事者からの話では、市民センターでも医師や認定補聴器技能者、小部屋と聴力検査の機械がそろえばスクリーニング検査として十分可能だと聞きました。

市民センターは高齢者が行きやすい場所です。早期発見・早期対応を進めるために、身近な市民センターで実施できるようにするべきです。答弁を求めます。③

次に、選挙の投票所についてです。

選挙の度に話題となるのが、投票率の低さや政治への関心の低さについてです。有権者の投票率が低い主な理由は、政治への関心の薄さや選挙制度への理解不足、そして自身の1票が政治に反映されないと意識などと言われています。

OECD加盟国の国政選挙における投票率は平均70パーセントです。しかし、2025年参議院議員選挙は全国で58.51パーセントであり、本市は51.90パーセントと平均以下です。

2016年6月には選挙年齢を満18年以上に引き下げる法令改正も行われ、高校生に対する政治や選挙等に関する学習指導も行われています。若年層の投票率は2025年7月の参議院選挙で18歳～19歳が45.29パーセント、20歳～24歳が42.60パーセント

ントと改善されているものの、「80歳以上の投票率」の低下も注目されます。80歳以上の投票率は2025年7月の参議院選挙においては、本市の70歳代の62.81パーセントに比べ、80歳以上は41.03パーセントとなっており、半分以上の有権者が投票されていない状況は続いています。

超高齢未来観測所所長の斎藤徹氏は、「投票率が低くなる原因是、加齢に伴う体力や足腰の衰えで投票所に行くことが困難となること、健康状態の低下、認知機能の衰えなどが考えられる」と指摘しています。本市は、政令指定都市の中で高齢化率がトップです。投票所まで歩いていくのが困難な方が多くいる状況です。

私は小倉南区の高齢の市民に「今回投票に行きますか」と聞くと、「最近は足が悪くて行くのが困難で行っていない。投票所が遠いし、坂もありなかなか難しい。足が悪くない時は必ず投票には行っていた」「横代小学校、志徳中学校、守恒小学校など長い坂や階段があり、足が悪い方や高齢者の方はとても困難でどうにかならないか」「投開票日に投票所が設置されていない横代市民センターや企救丘市民センターでも投票ができるように改善してほしい」と言う声も聞いてきました。高齢者をはじめ市民が、気軽に投票に行っていただくためにも改善が求められています。

そこで、3点質問します。

- ◆第1に、小倉南区の投票所を見ると、急な坂があるところが10箇所程度あります。このような投票所に歩いて行くのはとても困難です。上記で紹介した市民の方の声にもあるように、近隣住民が投票しやすい場所で投票できるようにすべきです。答弁を求めます。④
- ◆第2に、現在、小倉南区役所、曾根出張所、東谷出張所、西谷出張所、サンリブシティ小倉において、期日前投票ができますが、これでは少なすぎます。各地域にある市民センターでもできるようにしたらどうでしょうか。答弁を求めます。⑤
- ◆第3に、現状、投票する場合、各区内の区域ごとに指定された投票所でしか投票できない仕組みとなっています。区内のどの投票所でもできるようにしたらどうでしょうか。答弁を求めます。⑥

最後に、自衛隊に関する市民への情報提供についてです。

2021年6月23日公布の重要土地等調査法によって、陸上自衛隊小倉駐屯地と富野弾薬支処の1キロ圏内が注視区域に指定されました。区域内の土地所有者や利用実態を調査するために、自治体に利用者の個人情報を提供させ、軍事施設などの「機能を阻害する行為」があれば、政府が「機能を阻害する利用の中止を勧告、命令をすることができる」としており、従わないとときは拘禁刑や罰金刑が科されます。住民のプライバシー権や財産権、思想、信条、良心の自由が侵害されるとの懸念があります。

注視区域の指定にあたり内閣府から本市への意見聴取で、丁寧な説明の実施を要望したが、国は内閣府のホームページとコールセンターで地域住民や事業者の質問に対応できるとして「住民説明会は考えていない」、市は「法に基づく措置は国に責任がある」とするなど、国も市も住民説明の責任を放棄していることは明らかです。陸上自衛隊小倉駐屯地の1キロ周辺は公共施設が多くある住宅密集地です。

ところが私が地元市民に、重要土地等調査法の話をするとだれ一人知りませんでした。「住

民説明会は考えていない」としている国に対し、市は「法に基づく措置は國に責任がある」とするばかりで、國に対して抗議をすることも、改めて説明を求めることも何もしていません。市長には、市民の命と財産を守る責任があります。

6月議会で私は危機管理監に「行橋市は基地対策室を設けているのを知っているか」と尋ねたところ、危機管理監は「現在、その情報については承知していない」と言う答弁でした。これまで繰り返し、わが党は委員会等で行橋市が基地対策室を設け、対策をとっていると指摘してきたのにもかかわらず、不誠実な答弁です。

行橋市ホームページでは「200平方メートル以上の土地・建物を売買等する際には届け出が必要」とまで書かれています。本市のように内閣府のホームページを見れば「十分影響というのはわかる」という姿勢では、市民の皆さんのが理解できるとは到底思えません。そこで、2点質問します。

◆第1に、本市のホームページにおいてこの法律が市民にどのような影響をもたらすか、行橋市なみの掲載をするべきです。答弁を求めます。⑦

◆第2に、注視区域指定にあたっては市民や議会には何も知らされていません。さらに、2024年4月に北九州空港が特定利用空港に選定されました。オスプレイの夜間・低空飛行訓練も行われようとしています。本市も基地対策室を設けるべきです。答弁を求めます。⑧

宇土浩一郎議員の一般質問 答弁と再質問

[高齢者福祉乗車券について]

■市長

まず、私から、大項目1つ目、高齢者福祉乗車券について、高齢者福祉乗車券を導入すべきというお尋ねございました。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して続けていくために、地域の実情に応じ外出しやすい環境を整えることは重要な政策課題であるというふうに考えております。

このため、北九州市におきましては、日常生活圏域での高齢者の皆様の生活支援や社会参加などが図られるよう、地域が主体となって買い物支援を行う買い物応援ネットワークや、ボランティアが送迎を行う市の社会福祉協議会のシルバーひまわりサービスへの支援など、様々な事業に取り組んできているところでございます。

また、鉄道駅やバス停から一定程度離れた公共交通空白地域における高齢者等の皆様の生活交通を確保するため、お出かけ交通に取り組んでおります。導入にあたりましては、スーパーや公共施設を行き先に設定するなど、地域の方々のご意見を反映しながら進めさせていただいております。

加えまして、市営バスにおきましては、75歳以上の市内乗り放題高割引定期券であるふれあい定期券や、大型バスが運行できない高台地区の方々の買い物や通院の手段を確保するためのお買い物バスを運行しているところでございます。

こうした中、行政だけでなく、交通事業者、医療、介護などの事業者とも連携をし、地域に存在するあらゆる輸送手段を総動員して、公共交通の利便性と持続可能性を高める公共交通リデザインに取り組むこととしており、すでに高齢者の皆様の移動に関して、町内の課題の整理や情報の収集、共有などを始めているところでございます。

一方、タクシーにも使える議員御提案の高齢者福祉乗車券については、多額の事業費を要することになる上、さらに、同様の事業を導入している他の政令指定都市におきましても、縮小に向けた見直しが進められている状況にもございます。

こうしたことから、今後とも、北九州市におきましては、地域における生活支援の充実を図ることとともに、多様な主体にある、より持続可能な公共交通ネットワーク全体を構築することで、高齢者をはじめすべての市民の皆様が安心して移動できる町を目指す取り組みを進めてまいりたいと考えております。

[補聴器購入助成制度について]

そして、大項目2つ目の補聴器購入助成制度というものにつきまして、創設すべき、身近な市民センターでの聴力検査の実施をというお尋ねございました。

高齢者の皆様の難聴につきましては、聞こえづらさから人とのコミュニケーションが難しくなり、引きこもりや鬱の要因となりうるなど、健康寿命の延伸や介護予防の観点からも重要な課題であると認識をしております。

他方、補聴器と認知症の関係につきましては、国立長寿医療研究センターにおいて令和2年度から研究が継続されている状況にございますが、現時点では科学的なエビデンスが明確になっていない現状にございます。

また、加齢による身体の衰えは多岐にわたることから、公的支援の在り方につきましては、その効果や方法を慎重に見極めていく必要もございます。

このため、市が独自で補聴器購入助成制度を創設することは考えておりませんが、全国市長会や大都市民生主管局長会議等を通じて、国に対し、研究成果を早期に取りまとめ、認知症予防の効果が認められる場合には全国一律の公的補助制度を創設することを要望しているところであります。

次に、高齢者の皆様の難聴の検査と治療につきましては、福岡県耳鼻咽喉科専門医会のホームページで、聞こえの状態は個人によって異なるため、耳鼻咽喉科での評価が必要、耳垢や中耳炎など難聴の原因を知り、補聴器以外の治療方法について相談することも重要なと示されているところでございます。

また、国における難聴高齢者の早期発見、早期介入等に関する調査研究を通じまして、自治体に向けた手引きが示されており、北九州市といたしましても、この手引きに沿った取り組みを進めているところでございます。

具体的には、高齢者の皆様が難聴への関心を高め、早期発見、早期受診につながるよう、聞こえのセルフチェックや医療機関への受診の大切さを掲載した啓発のチラシを昨年度作成し、配布を開始いたしました。

これまでに約2万8000部を配布しております、今後も、関係機関と連携をしながら、地域での周知を一層強化していく考えでございます。

このような取り組みや専門医の知見を踏まえますと、高齢者の皆様が聴力を検査する際には、1つに、外部騒音の影響を受けない適切な検査環境を整えること、2つに、難聴の原因に応じた対応に迅速につなげることが重要であり、専門の医療機関で受診していただくことが望ましいと考えております。

なお、難聴の基礎知識や早期発見、早期受診の大切さ、日常生活での予防方法などを専門職が広くお伝えしていくことも重要と考えており、市の言語聴覚士による市民センター等での出前公演も開催しているところでございます。

今年度はすでに14回のお申し込みをいただきしております、聞こえのセルフチェックから必要に応じて医療機関への受診を進めるなど、丁寧に啓発を進めているところであります。

引き続き、これらの取り組みを進め、国の動向や科学的エビデンスも注視しながら、難聴への理解の促進と早期発見、早期受診に向けた啓発に取り組み、高齢者の皆様が生き生きと活躍できるまちづくりを着実に推進してまいりたいと考えております。

私から以上です。残りは関係局長から。

[投票所について]

■行政委員会事務局長

はい。私からは、投票所に関する3つのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、急な坂があり、歩いていくのが困難という市民の声を踏まえ、近隣住民が投票しやすい場所で投票できるようにすべきであるとのご質問についてお答えをいたします。

投票区域の設置の基準につきましては、1つ目に、選挙人の住所から投票所までの距離が3キロメートル以内の範囲とすること、2つ目に、投票区域内に投票所となる施設と代替施設があること、3つ目に、地性、生活圏、交通の利便性を考慮しながら、町、町目、街区番号等を境とすることなどとしております。

また、投票所の選定に当たりましては、1つ目に、投票所として有権者数に応じた十分なスペースや駐車場の有無、2つ目に、投票区域内での位置や地域の形状、3つ目に、スロープなどバリアフリーへの対応などを考慮し、地域の意見を伺いながら行っているところであります。

市民センターを例に、近隣住民が投票しやすい場所を投票所にすべきという議員のご提案につきましては、より行きやすく、坂道が少ないなど適切な施設があれば、各区の選挙管理委員会におきまして、個別に地域と協議しながら、適宜投票所の見直しを行っております。

これまでも、小中学校から、空調設備があり、普段から利用機会の多い市民センターへの変更を進めてきており、直近の令和7年参議院議員選挙では、市民センター全136館のうち86館を投票所として活用しております。

その一方で、市民センターによっては、投票区域内での位置が偏っていたり、投票スペースが2階であったり、駐車場が狭いなどの問題があり、投票所として使いづらい場合もございます。

今後とも、投票所の選定にあたりましては、有権者の利便性が向上するよう、個別の案件ごと丁寧に対応し、投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、小倉南区の期日前投票所は少なすぎる、各地域の市民センターにも期日前投票所を設置できないかというご質問にお答えをさせていただきます。

北九州市では、期日前投票所を各区の拠点となる区役所や出張所に設置することを基本としつつも、平成31年の市長選挙からは、人が集まりやすい町中にも期日前投票所を増設してまいりました。

小倉南区におきましても、直近の参議院議員選挙では、区役所と3つの出張所をサンリブシティ小倉と、市内で最も多い5カ所に設置したところでございます。

議員ご提案の小倉南区内の市民センターに期日前と投票所を設置する場合、1つ目に、既存の期日前投票所と同様に、2重投票を防止するためのシステムの導入や人員の配置など多額の経費を要すること、2つ目に、期日前投票の期間、市民センターの本来的な利用ができず、地域の方々に不便をおかけすること、3つ目に、他の区とのバランスも考慮す

る必要があることなどの課題があり、現時点において、市民センターを活用した期日前投票所の設置は考えていないところでございます。

続きまして、当日投票をする場合、指定された投票所ではなく、区内のどの投票でも投票できるようにできないかというご質問にお答えをさせていただきます。

投票日当日、選挙区内の有権者であれば区内のどこの投票区の有権者でも投票できる共通投票所につきましては、平成28年の公職選挙法の改正により設置が可能となっております。現在、北九州市の当日投票所では、投票所ごとに紙媒体の選挙人名簿で有権者の本人確認と投票日前日までの投票状況の確認をすることで、2重投票を防止させていただいております。

仮に共通投票所を設置する場合、複数の投票で投票する2重投票を防止するため、すべての投票所をネットワークで結んでリアルタイムに投票状況を確認できるシステムの導入に多額の費用が必要となります。また、一部の利便性が高い共通投票所に有権者が偏り、混雑が発生する懸念もございます。

こういったことから、現時点では課題が多いと考えており、他の政令指定都市においても実施されていない状況です。

北九州市の投票環境につきましては、238カ所の当日投票所に加え、期日前投票所を役所出張所、各区の拠点となる街中の商業施設に配置するなど、順次、期日前投票所の拡充に努めてまいりました。

その結果、近年の選挙での期日前投票者は増加傾向にあり、全投票者の4割以上となっております。

当日投票に行くことが難しい方は、通勤や通学、買い物の際などに期日前投票所を積極的に積極的に活用していただきたいと考えております。私からは以上です。

[自衛隊に関する市民への情報提供について]

■危機管理監

最後にわたくしから、大項目4つ目の自衛隊に関する市民への情報提供につきまして、重要土地等調査法について、市のホームページを行橋市並みの掲載にすべき、それから、本市も基地対策室を設けるべき、この2点について、まとめて御答弁をいたします。

国は、重要土地等調査法に基づき、安全保障上、自衛隊の基地など重要施設等の機能を阻害する土地、建物の利用を防止するため、その重要施設等の周囲おおむね1キロメートルの範囲内で注視区域、特別注視区域を指定しております。

また、この法におきまして、その区域内の都市等の利用状況などの調査を行い、重要施設等の機能を阻害する行為が認められた場合には、利用者に対する勧告等を行うことができると定められております。

この指定区域のうち特別注視区域につきましては、重要施設等のうち機能が特に重要な施設等の周辺区域を指定するものであり、その区域内における土地、建物の売買等にあたっては国への届け出が必要になることなどが規定しております。

議員ご案内の行橋市は、築城基地等の周辺が特別注視区域に指定されたことから、同市のホームページには、当該区域内におきまして土地、建物の売買等をする際には届け出が必要となる旨の情報を掲載しているものと認識しております。

一方、北九州市におきましては、自衛隊関連施設である小倉駐屯地、富野弾薬支所、この2か所の周囲が注視区域として指定をされております。

北九州市内には特別注視区域の指定はなかったため、注視区域の情報のみをホームページに掲載し、あわせて、特別注視区域の情報につきましては、内閣府のホームページで閲覧できるようリンクを掲載しております。

このように、現状におきましては、各自治体の判断で、国による区域指定の状況に基づき、市民に必要な情報を適切に提供しているものと認識しております。

なお、市民への情報発信につきましては、分かりやすいものとなるよう、他都市の取り組みも参考にしつつ、適切に行ってまいりたいと考えております。

また、議員御質問の基地対策室の設置について、行橋市からは、築城基地が市内に所在していることから、基地に係る交付金の業務や基地との連絡調整などの業務が恒常に発生していると聞いております。

一方、北九州市におきましては、こうした恒常的な業務は発生していないため、新たに基地対策室を設置する考えはございません。

いずれにしましても、新たな部署の設置に当たりましては、各自治体の行政需要に応じまして適切に判断するものと考えております。答弁は以上でございます。

【第二質問】 [自衛隊に関する市民への状況提供について]

○宇土議員

それでは、第2質問を行います。

自衛隊に関する市民への状況提供について深めていきます。

本市危機管理室のホームページには訓練情報が2つ掲載されています。空自衛隊小牧基地が輸送機1機について。築城基地がF-2戦闘機2機と中等練習機1機のタッチアンドゴーの訓練が掲載されています。

そこで、お尋ねします。この2つの訓練は、2つの基地からの情報提供ですか。

■危機管理監

国から情報提供をいただくように我々からお願いをしております。

で、いただいた情報を我々としても市のホームページに掲載をしているという状況でございます。以上でございます。

○宇土議員

そこで、次の質問は第1質問で、オスプレイの夜間低空飛行訓練も行われようとしていると紹介しました。

防衛省は、8月12日、木更津駐屯地から佐賀空港に全17期のオスプレイ（V22）の配備を完了し、それを受けて我が党は現地調査を行い、爆音を響かせ飛び立つ瞬間や、住民から「両翼を広げると体育館くらいの大きさになり非常に恐ろしい」という報告も聞きました。

その後、我が党は、9月9日には市長に対し「北九州市でのオスプレイ飛行の中止を国に求める申し入れ」を行ってきました。

最初の質問で、6月議会で私が危機管理監に「行橋市は基地対策室を設けているのを知っているか」と尋ね、危機管理監は「現在その情報については承知していない」という答弁をされたことを指摘しました。これまで繰り返し我が党は委員会等で、行橋市が基地対策室を設け、対策をとっていると指摘してきたにもかかわらずです。

我が党の行橋市議の話で「行橋市は、築城基地で軍事訓練があれば議会や市民にすぐに知らせる」「市民目線で動いているのが特徴」とのことです。

本市として、市民の命と財産を守るために国に対し正面から物を言っていくことはもちろん、行橋市並みの基地対策室を設置すべきと考えます。再度答弁を求めます。

■危機管理監

先ほども答弁いたしましたが、行橋市は、築城基地が所在する自治体ということであることから、基地対策室は、国からの基地関連交付金の調整、それから申請、そういった業務を担当しているというふうに聞いております。

北九州市としましては、これまで同様に、現行の体制におきまして、関連関係部署と連携しながら適宜適切に情報収集、情報提供を行ってまいりたいという風に考えております。以上でございます。

○宇土議員

しかし、やはり北九州市も、特定利用空港とか、あと重要土地等調査法とか、そういうもう戦争する国づくりというか、そういうふうにだんだんきてるんですよね。

だから、やっぱり市民の安心、暮らしを守っていくには、ここの北九州市にも基地対策室は必要だと私は思います。

次に参ります。私は、佐賀駐屯地に2度調査に行き、欠陥機と言われているオスプレイを見てきました。着陸の爆音は衝撃と恐怖を感じました。市長はオスプレイそのものや飛行する姿を見たことがありますか。答弁をお願いします。

■危機管理監

北九州市におきまして、上空を飛んでいるとか、そういった情報も市民の方から聞いたことがあります。目視ですが、見てる方がいるっていうのは聞いたことがありますけど、直接私は見たという経験はありません。以上でございます。

■市長

私は個人的には見たことがあります。

○宇土議員

市長は見たことがあるということで。で、危機管理監もやっぱり見るべきだと思います、仕事上。

本当に、今さっきも言ったように、小学校の体育館ぐらいの大きさがあるんですよ。それがですよ、墜落したりするとですね、本当に甚大な被害が出るのは本当に明らかです。是非とも見に行って実感してもらいたいです。佐賀空港に行けば見れます。

次に行きます。第一質問でも紹介しましたが、北九州市では、住宅地周辺の小倉駐屯地、曾根訓練所、富野弾薬支所上空での夜間飛行や高度300メートル以下の低空飛行訓練が計画され、隣接する空自芦屋基地、空自築城基地は佐賀空港との飛行慣熟訓練ルートとされています。

防衛省は「住宅市街地や病院等の上空の飛行は制限する」と言いながら、最終判断はパイロットの判断に委ねるとしており、墜落の危険性や騒音、低周波被害による市民の生命、財産及び安心、安全が大きく損なわれることが懸念されます。

私の活動する小倉地域において、陸上自衛隊小倉駐屯地の周辺は、多くの公共施設や住宅地が密集しています。

市民から、「富野弾薬支所の上を飛ぶのは大変怖い」「墜落でもしたら甚大な被害がでるのは明らか」という声もあります。

危機管理監は、先ほどの答弁で、基地対策室を設ける必要、予定はないと答弁しましたが、不安に感じる市民がいることは事実です。北九州市上空を飛行することは絶対にやるべきです。防衛省に申し入れすべきです。答弁を求めます。

■危機管理監

こうしたオスプレイの飛行、それから様々な訓練、これにつきましては国防に関することだというふうに我々は認識しております、国の選管事項ということとして考えております。国において適切な判断がなされるものというふうに考えております。

以上でございます。

○宇土議員

防衛問題は国の専管事項という答弁に終始していますが、地方自治法では第1条の2に地方公共団体の役割と国の役割が記載されていますが、どちらを優先しているのですか、答弁を求めます。

■危機管理監

地方自治法上の第1条の2の2項のお話だと思うんですけれど、ここは、市というか地方自治体と国の役割、これを分担するということが書かれているというふうに認識しております。以上でございます。

○宇土議員

私は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたわれているように、北九州市として、市民が不安を感じている以上は説明責任を果たすべきと考えます。我が党は先日、40項目にわたる項目について各省庁へ直接交渉に行ってきました。

先ほどから危機管理官が繰り返し答弁される「国の専管事項について」や「特定利用空港」について、「基地の強靭化計画について」「オスプレイの低空飛行訓練について」などなどです。

内閣府に対し、「北九州市は防衛問題については国の管轄なので北九州市は何も言えない」と言っていると尋ねたところ内閣府の答弁は「各自治体の判断で、その意見や要望といったものを国に表明する例はあるので、住民の福祉の増進を図る役割を担う自治体が国に対してどのような意見、要望を行うかといったことについては、各自治体の判断に委ねられている」と答えました。

特定利用空港に関しても、「政府としては、地域を代表する自治体への説明を丁寧にし、その上で地元の議会や協議会、住民に対する説明については自治体の判断で、それぞれの自治体から行っていただくことを原則としている」と答弁して、本市は、国に対し意見が言えることはもちろん、議会や市民に対する説明は市の責任であるということです。この現実、住民が不安に思っている状況は問題はないんですか。答弁を求めます。

■危機管理監

地方自治法上の、地方自治法第1条の2の2項のこの役割分担というのは、国がやること、それから地方自治体に任せられること、これをそれぞれ明確にするために、国とし

て明確にこれを分けてやるために、行政、自治体にその分担をわかりやすくするという、国が考えているものだというふうに私は認識しております。

そういう中で、改めて、この国防というのは、平成31年の3月15日に参議院の予算委員会におきまして当時の総務大臣が、国家としての存立に関わる事務の具体例といたしまして、外交、防衛、こういったものは国の選管事項というふうに答弁しているというふうに我々は認識しております。

そういう中での国の役割であるということで答弁をさせていただいております。以上でございます。

○宇土議員

いや、私が言っているのは、国は市が指摘できるんですよって言ってるんですよ。だから、ここの上空をオスプレイが飛ぶなっていうこともこの北九州市が言えるっていうことですよ。だから、特定利用空港だって、特定利用空港にするな、そういうことも言っていけるんですよ、向こうは国が何と言うかわかりませんけれども、言っていけるんですよ。

だから、やっぱり市民の命を守る責任が北九州市にあるから私はそう言ってるんです。で、国もそういうふうに、私が政府交渉行った時にそういうふうに言われてました。

そのことについてどう思いますか。

■危機管理監

我々の方に國の方から情報が、連絡があります。こういった訓練があるとか。

そういう際に、我々として、市としての立場として、安全運行に努めてくださいっていうと、内容の趣旨のことを國の方には伝えております。以上でございます。

○宇土議員

最後、この問題について再度市長に尋ねます。

高市首相が国会で台湾海峡での米中の武力衝突が、『どう考へても存立危機事態になる』という答弁は、日本に対する武力攻撃がなくても、米軍を守るために自衛隊が中国に対する武力行使を行う——戦争を行うことがありうると宣言したことになります。これは日中両国関係正常化の土台を壊す発言であり、日中の対立と緊張が起こり、少なくない市民が不安に感じています。私がこれまでのべてきたオスプレイの飛行や特定利用空港の選定などについて、国に対して説明会を求めるなど要請すべきではないですか。答弁を求めます。

■危機管理監

繰り返しの答弁になりますが、国防に関しては國の選管事項であり、國が適切に判断するものというふうに認識をしております。以上でございます。

○宇土議員

住民が不安に思っているにもかかわらず、基地対策室を設置することも検討することもない、問題意識がない姿勢が明らかになりました。

国がそれだけ言ってもいいって言ってるんだから、やっぱり北九州市としても独自の考へで主張していった方が私はいいのではないかと思います。

[補聴器購入助成制度について]

では、次に移ります。補聴器購入助成制度についてです。

我が党は、加齢性の難聴に悩む高齢者の生活の質を維持し、社会的な孤立にならないよう支援することは人権を守ることだと捉え、議会で繰り返し補聴器購入助成制度の創設を求めてきました。

そこで、市長に伺います。まず市長に伺いますが、市長は令和7年7月1日号の市政だよりにて「人権とは、誰か特別な人のためのものではなく、私たち一人一人が生きていくための土台です。でも、その土台は、気づかぬうちに傷ついたり、揺らいだりしてしまうことがあります。だからこそ、今の時代、改めて人権ってなんだろうと考えてみませんか。大切なのは、正しさより、やさしさ。誰かの痛みに目を向けることから始めていきましょう」とのメッセージがされています。

市長はこの問題、難聴によって日常生活ですら不安に感じるようになった高齢者の痛みについて、生活の質を維持し社会的な孤立にならないように支援することは人権を守ることという認識は持たれていますか。答弁を求めます。

■保健福祉局長

はい。宇土議員のおっしゃられました人権を大切にするというところは、もうもちろん市としてもしっかりと考え方ながらやっているところではございます。

ですが、補聴器購入助成制度に関しては、先ほど市長の答弁にもありましたように、その難聴について早期発見、早期対応していただくことは非常に大事だとは思っておりますので、それに関する周知啓発ですとか様々な取り組みをしております。

そういう中で、高齢者の方々がしっかりと難聴に対する理解をしていただくこと、それから早期発見、早期受診につながっていただくこと、こういったことをしっかりと取り組む中で、高齢者が生き生きと活躍できるまちづくりを進めているものと考えております。以上でございます。

○宇土議員

市長に聞いたんですけど、市長の答弁は。

■市長

様々な政策理念として人権をしっかりと守っていく、これは大事なことでございます。

しかしながら、現実の中ですべての政策を網羅的に行うということが最適解ということでは限りません。

そうした中で、現実的に私たちは責任ある行政、市政を運営していく中で、人員、財源、様々なリソースの制約のある中でどういうような政策に優先順位をつけてやっていくのか、それをしっかりと選択をしていく、優先順位をつけていく、また検証しながらやってという、そういうスタンス、この姿勢というのが大事だというふうに思います。

なので、もちろん様々な市民の皆さんニーズ、またそれに関するご要望やご意見、これはしっかりと受け止めながら、私たちも誠実にそういったものをしっかりと1つ1つ検討、また精査をしていくということでございます。

○宇土議員

この補聴器購入助成制度、私たちも、各団体とですね、署名運動も今も行っています。そういうこともあります、みんなの要望がかなり高まってきてますんで、ぜひ市長、決断をお願いします。

全国では補聴器購入助成制度が作られた自治体は、2021年は36自治体でしたが、2025年11月には512自治体まで広がり、4年間で14倍にも広がっています。実施した自治体の中には「国の調査結果はそれとして、制度が必要だという声が広がったから制度を作った」という事例を我が党市議団は紹介してきました。本市はこれまで「加齢性難聴は、聞こえづらさから、社会的孤立や認知機能低下の要因になる」と言いつつ、自ら助成をしようとせず、国の動向まかせの姿勢を取ってきました。

最初の質問でも紹介しましたが、わが党が厚生労働省に補聴器に関する交渉をおこなった結果、「民間の研究施設である国立長寿医療研究センターにおいて、補聴器装用の有無による認知機能の有無に関する調査というのを継続的に実施されている」「しかし国の事業ではないので、いつ出るのかを直接研究者とやり取りしているわけではない」「国の事業でお金を出しているわけではないので、把握していない」と答弁しています。昨年10月24日の保健福祉委員会において当局の答弁は「はっきり示されてはいないが、令和9年度ぐらいまでは行われるというような情報はもらっている」というあいまいなものでした。国の動向を見守るだけでは進まないのは明らかです。

そこで市長に伺いますが、市長就任時の発言で「私の信念の中核には、国の言うことを聞くだけでは、これから地域はやっていけない、そういう思いがあります」とおっしゃっています。先ほどの防衛問題と同様ですが、「住民の福祉の増進を図ることを基本」とするならば、この国待ちの姿勢では市長の政治スタンスと逆行しませんか。

北九州市は政令市の中で高齢化率がトップであり、本市の集計で、何らか聴覚に障害のある方は約11万6,000人。それとはまた別に、令和4年に日本補聴器工業会が行った調査では、自分が難聴だと思っている方、要は自覚症状がある方は約7.5万人という推計が示されています。私はこの問題は市長の決断次第だと思います。本市においても補聴器購入助成制度をつくるべきです。答弁を求めます。

■保健福祉局長

はい。先ほどの市長の答弁にもありました通り、国のですね、そのエビデンスが明らかになっていないというところはありますので、その国の答えを待つ、エビデンスを求めるというところで、国立長寿医療研究センターの研究の継続状況を見ているというところがございます。

で、それ以外にも、先ほどの市長の答弁にもありましたように、政策には様々な選択肢がございます。

その中で、限られた財源、資源でどのように対応していくのかというところを市として、市が主体的に考えている。

その中では、加齢による身体の衰えに関する公的支援のあり方については慎重に見極めていく必要があると考えており、市が独自で補聴器購入助成制度を創設することは考えていないわけでございます。

しかしながら、大都市を通じて国に対して、認知症予防の効果が認められる場合には、全国一律の公的補助制度を創設することを要望しているということでございます。以上でございます。

○宇土議員

私は議員になる前、議事録を読んだり、議会傍聴を繰り返し行ってきました。

私が感じたのは、これまでの市政において、局長のみなさんの答弁が冷たいものだと感じてきました。

最後には、市長が、これは重要だというのは、リーダーシップを持って答弁に立ち、その後の市の取り組みに反映させてきたということです。

今日、これまでの議論で市長に決断を迫る質問をしてきましたが、できる限り高齢者福祉乗車券、そして補聴器購入助成制度、その実現を訴えて、私の質問を終わります。